

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月13日
【会社名】	株式会社SCREENホールディングス (旧会社名 大日本スクリーン製造株式会社)
【英訳名】	SCREEN Holdings Co., Ltd. (旧英訳名 DAINIPPON SCREEN MFG. CO., LTD.) (注)平成26年6月26日開催の第73回定時株主総会の決議により、平成26年10月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	取締役社長 垣内 永次
【最高財務責任者の役職氏名】	常務取締役 近藤 洋一
【本店の所在の場所】	京都市上京区堀川通寺之内上る4丁目天神北町1番地の1
【縦覧に供する場所】	株式会社SCREENホールディングス九段事業所 (東京都千代田区九段南2丁目3番14号靖国九段南ビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長垣内永次及び常務取締役近藤洋一は、当社の第74期第2四半期（自平成26年7月1日 至平成26年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2【特記事項】

特記すべき事項はありません。